

【1997年4月7日】医療制度改革の基本方針

与党医療保険制度改革協議会

医療制度改革の基本方針

平成九年四月七日

与党医療保険制度改革協議会

一、基本的考え方

本格的な高齢社会の到来、産業構造の変化等、医療保険の基盤となる環境の変化を踏まえ、二十一世紀にふさわしい医療保険制度を確立する。

現状のままでは、財政状況が逼迫している中で、医療保険制度が破綻してしまうことは明らかである。

皆保険制度を維持し、国民に安心して適切な医療を提供していくためには、医療における情報公開の推進、透明性の確保等を図りながら、医療資源に無駄がないか、効率的かどうかの観点から、国民の立場に立った医療提供体制と医療保険制度の両面にわたる抜本的改革に着手することが急務である。

これらの制度改革は、行財政構造改革の一翼を担うものであり、今後の社会保障改革の第一歩を踏み出すものである。

二、医療提供体制の改革

医療機関の機能分担と連携

- ・ 外来患者の大病院集中について、その改善を促す方策を検討する。
- ・ 医療機関の機能分担や連携を進め、かかりつけ医機能（プライマリ・ケア）を重視し、患者が必要な場合にふさわしい医療機関にかかるという流れをつくる。このため、医療保険の面からも必要な措置を講ずる。
- ・ 保健、医療、福祉のサービスを一体的に提供できるように地域医療計画と老人保健福祉計画との整合性を図り、必要な数を上回る病床数の適正化を計画的に進める。
- ・ 在宅医療の充実や療養型病床群等の基盤整備を進め、長期入院の是正を図る。

地域医療の充実

- ・ 高齢社会における地域医療の方向として、医療機関をはじめとする地域の関係機関の連携を図り、保健、医療、福祉の総合的なサービスを提供できるシステムづくりを進める。
- ・ かかりつけ医機能を担える医師・歯科医師等の積極的育成を図るため、卒前、卒後

教育や研修を充実する。

- ・ 看護体制等の充実を図るため、看護婦等医療マンパワーの適正な養成確保と資質の向上を図る。

国民に開かれた医療の提供

- ・ 個別医療機関の診療機能等、国民が選択できるように、医療機関についての情報の適切な提供の仕組みを検討する。
- ・ 医療ニーズが多様化・高度化する中で、質の良い効率的な医療サービスを提供していくため、第三者機関による病院機能の評価の充実を図る。
- ・ カルテやレセプトなどについて、患者のプライバシーに配慮しつつ、医療情報の開示を推進する。
- ・ 医療提供側から利用者に対して、十分な説明と理解に基づく医療の提供が行われるように、関係者の教育、啓発に力を入れる。

医療情報システムの整備

- ・ 検査、投薬などの無駄を排除し効率化を図るために、システムの検討や被保険者証のカード化等を含めた医療情報システムの基盤整備を進める。
- ・ レセプト電算処理の推進、診療報酬講求の簡素化・合理化を進める。

三、医療保険制度の改革

高齢者医療制度

- ・ 老人医療費は、医療費全体の三分の一を占め、三十年後には二分の一を占めると言われる中で、抜本改革の最大の課題である。
- ・ 新しい時代にふさわしい自立した高齢者像の視点から、別建ての高齢者医療制度の創設や退職後も継続加入する方法なども視野に入れながら、老人保健制度を根本的に見直す。
- ・ 保険料や患者負担のあり方については、高齢者の所得状況や年金との関係などを考慮に入れて検討する。
- ・ 高齢者については、保健、医療、福祉サービスの一体的提供に配慮することが大切であり、介護保険との連携を図る。

医療保険各制度の保険基盤の安定化

- ・ 皆保険制度達成後の産業構造や地域社会の著しい変貌に対応し、保険集団のあり方等について、運営の安定化を図るとともに、制度全体の公平、公正の観点から見直す方向で検討する。
- ・ 限られた保険財源を有効かつ公平に使用するため、国民生活の向上、患者のニーズ

の多様化等を踏まえつつ、公的医療保険のあり方を検討する。

- ・ 医療機関、患者、保険者の三者が相互の信頼関係を確立し、開かれた医療を目指す。

診療報酬体系

- ・ より合理的な診療報酬体系のあり方について、総合的に検討する。
- ・ 出来高払いがわが国の良質な医療に寄与してきたことを評価しつつ、いわゆる定額（包括）払いが有効に機能する医療領域においてそれを積極的に活用するとともに、出来高払いとの最善の組合せを目指す。この場合、定額化が粗診粗療を招くことがないように配慮する。また、医科と歯科との差異に配慮する。
- ・ 入院と外来の診療報酬体系について、医療担当者の技術料と医療経営の投資的費用の評価を含めて見直す。
- ・ 医療行政の透明化を図るため、診療報酬や薬価を決める中央社会保険医療協議会の審議は公開する。

薬価基準制度

- ・ 薬価差問題、高価格の新薬へのシフトなどが最大の課題となっている薬価基準については、これを根本的に改める。
- ・ 薬価差を解消し、薬の価格の透明化を図るため、薬の公定価格制に代わって、薬の価格については市場取引の実勢に委ねるという原則に立って、新たな方式を更に検討する。この場合、諸外国において採用されている制度の実態も参考とする。
- ・ 新たな方式を検討するにあたっては、医療機関、製薬産業等に与える影響も十分に配慮する。
- ・ 医薬品の安定供給、流通の近代化のため、「仮納入仮払い」に象徴される旧態然とした慣行の根絶方策を具体的に検討する。
- ・ 医薬分業を推進する。

四、改革の進め方

- ・ これらの改革は、二〇〇〇年を目途に実現するよう、精力的に取り組む。
- ・ 改革内容については、平成九年度中に一層議論を深め、成案が得られ次第、国民的意見の集約を図りながら、逐次実施していく。